

平成18年6月12日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

エイチ・エス証券株式会社

代表取締役社長 澤 田 秀 雄

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、株主総会の前日までに到着しますようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月28日(水曜日)午前10時30分
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目9番1号
明治安田生命新宿ビルB1F 新宿明治安田生命ホール
(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えないようご注意ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 平成18年3月31日現在貸借対照表、第49期(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)営業報告書、損益計算書の内容報告の件
 2. 平成18年3月31日現在連結貸借対照表、第49期(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)連結損益計算書、会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 第49期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(33頁から42頁まで)に記載のとおりであります。
- 第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(45頁から47頁まで)に記載のとおりであります。

以 上

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会終了後、引き続き同会場において「株主懇談会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

第49期 営業報告書

(自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日)

1. 営業の概況

1 企業集団の営業の経過および成果ならびに企業集団が対処すべき課題

(1) 全般的概況

当連結会計年度の我が国経済は、企業業績の改善が続き、設備投資が堅調に推移するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費も底堅く、本格的な景気回復に向けた動きとなりました。

このような経済環境にあって、日経平均株価は期初に下落局面があり平成17年5月に11,000円を割り込むこともありましたが、その後は上昇基調に転じ、平成17年12月末には16,111円43銭に達しました。平成18年1月に株式会社ライブドアの証券取引法違反容疑に関連し、日経平均株価が15,000円台前半に下落するなど調整局面も迎えましたが、好調な企業業績による好況感から日経平均株価も再び上昇に転じ、当期末には、17,059円66銭で終了いたしました。

この様な状況のもと、当社グループの当連結会計年度の連結営業収益は236億50百万円（前連結会計年度比142.0%増）、連結経常利益は、48億10百万円（同56.5%増）、連結当期純利益は29億78百万円（同2.2%減）となりました。

(2) 部門別の概況

事業別のセグメントの状況は次のとおりです。

証券関連事業

(受入手数料)

当連結会計年度の受入手数料は、58億37百万円(前連結会計年度比12.0%増)となりました。

株式部門 当連結会計年度は、期の後半の株式市況の堅調な推移及び株式約定件数の増加により委託手数料は、45億24百万円(同77.6%増)となりました。

債券部門 当社グループの債券委託売買高(債券先物取引高を含む)は、71百万円(同3.0%減)となりました。

投資信託部門 投資信託部門におきましては、受益証券の募集販売額は56億83百万円(同42.4%増)と取扱高が増加したことにより、募集・売出手数料は1億91百万円(同93.7%増)となりました。

引受部門 当連結会計年度は、株式会社東京証券取引所マザーズに1社、株式会社名古屋証券取引所セントレックスに4社の合計5社の新規公開の主幹事証券をつとめ、前年同期の主幹事証券をつとめた13社と比較して61.5減となっております。これにより、株式引受手数料は2億87百万円（同82.9%減）となりました。一方、債券引受手数料については、2百万円（同36.1%減）となりました。

(トレーディング損益)

株式契約ディーラーによる商いを中心に19億81百万円（同183.8%増）の損益となりました。

(金融収支)

当連結会計年度の金融収益は信用取引貸付金の増加を主要因として11億54百万円（同41.7%増）、金融費用は4億2百万円（同51.6%増）となり、金融収益から金融費用を差し引いた金融収支は7億51百万円（同37.0%増）となりました。

(販売費・一般管理費)

当連結会計年度は、株式市場の活況による取引の増加により53億58百万円（同27.9%増）となりました。

以上の結果、証券関連事業の営業収益は89億74百万円（同33.1%増）、営業利益は32億13百万円（同25.8%増）となりました。

銀行関連事業

ハーン銀行（AGRICULTURAL BANK OF MONGOLIA）につきましては、前連結会計年度に引き続き農村部を中心とした営業活動に加え、都市部でも営業活動を行い、営業収益は36億85百万円（前連結会計年度比37.1%増）、営業利益は6億2百万円（同62.7%増）となりました。

商品先物関連事業

当連結会計年度より、オリエント貿易株式会社を連結子会社としたため、商品先物関連事業の営業収益は104億60百万円となりましたが、5億61百万円の営業損失となりました。

その他事業

ベンチャーキャピタル事業やM & A 事業におきましては、各投資事業組合のファンド運用に係る成功・管理報酬等により収益を確保しておりますが、アセットマネジメントや損害保険事業の立ち上げコストのため、その他事業の営業収益は5億51百万円（前連結会計年度比48.1%増）となりましたが1億25百万円の営業損失（前期1億55百万円の営業利益）となりました。

(3) 企業集団が対処すべき課題

当社は市場に左右されない安定収益を確保できるように、独自のビジネス展開をしていきたいと考えております。まず、独自のチャネル展開である「インターネット・モバイル取引、コールセンター取引、対面取引」の各々を拡大し、質の高いサービスを提供してまいります。加えて引き続きベンチャー企業のためのベンチャー証券会社として引受業務を強化し、主幹事、副幹事業務に積極的に参加してまいります。また自己資金により将来性のある企業への投資活動にも取り組んでまいります。

一方、当然ではありますが、お客様の信頼を獲得するため、コンプライアンス体制の更なる強化を図り、内部管理体制の充実と社内研修の実施による社員教育を実施していきたいと考えております。

2 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は13億29百万円であります。

部門別には、証券関連事業で9億14百万円、銀行関連事業で2億28百万円、商品先物関連事業で64百万円、その他事業で1億21百万円であります。

3 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は平成17年11月に普通株式の公募新株式の発行を実施したことにより、94億35百万円（1株当たり発行価額2,695円83銭）の資金調達を行いました。平成17年4月から平成18年3月までの間に当社新株予約権の行使により、13百万円を調達しました。

4 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

(1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第46期	第47期	第48期	第49期
	(平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	(平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	(平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	(平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)
営業収益	1,008	5,674	9,774	23,650
経常利益又は経常損失()	1,275	1,613	3,074	4,810
当期純利益又は当期純損失()	1,344	1,242	3,045	2,978
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	232円16銭	209円93銭	91円52銭	77円17銭
総 資 産	26,451	55,257	89,284	160,051
純 資 産	1,456	2,768	16,217	29,149

[第46期]

証券関連事業

第46期は、「インターネット取引」「コールセンター取引」及び「対面取引」の3つの販売チャネルによる積極的な営業展開をしてみましたが、株式市況の低迷等の影響から非常に厳しい環境でありました。

なお、引受業務は、平成14年9月に新規公開企業の初主幹事を務めたのを始め、当期2社の株式公開を成功させるなど主幹事業は順調に推移いたしました。

しかし、受入手数料は前連結会計年度比26%減、金融収益は前連結会計年度比16%減となり、トレーディング損益については、株式契約ディーラーの好調な売買により、前連結会計年度比610%増と大幅な増収となりました。

他方、販売費・一般管理費は、徹底した業務の合理化・効率化のほか、経費全般の更なる見直しを行い削減しましたが、営業損益は、受入手数料の減収と多額の評価損発生等が影響し12億73百万円の損失、その他の有価証券の銀行株の株価下落による減損処理、証券取引責任準備金の繰入れ等を行った結果、当期純損益は13億44百万円の損失計上となりました。

銀行関連事業

ハーン銀行 (AGRICULTURAL BANK OF MONGOLIA) については、平成15年3月に株式を取得したため、貸借対照表のみ連結対象となります。参考として平成14年12月期は、純営業収益は8億33百万円、当期純利益は2億円であります。

その他事業

投資事業組合等運営報酬は順調であったが設立費等支出が発生しているため、営業収益は7百万円、営業利益は3百万円となりました。

また、組合投資実行高は9百万円、設立したファンドの出資金総額は10百万円であります。

[第47期]

証券関連事業

第47期は、引き続き「インターネット取引」「コールセンター取引」及び「対面取引」の3つの販売チャネルによる積極的な営業展開をしております。受入手数料のうち委託手数料は株式市況の回復により18億31百万円（前連結会計年度比103%増）と大幅な増収となりました。また、引受業務の強化により新規公開企業の主幹事4社（前期2社）を始め、順調に推移しております。トレーディング損益については、株式契約ディーラーの好調な売買取引等により8億66百万円の利益を確保いたしました。また、金融収益は信用取引貸付金の増加を主要因として4億54百万円（前連結会計年度比13%増）、営業収益の合計は37億5百万円（前連結会計年度比270%増）、金融費用を差し引いた純営業収益は35億7百万円となりました。他方、販売費・一般管理費は、徹底した業務の合理化・効率化のほか、経費全般の更なる見直しを行いました。契約ディーラーの支払報酬・インセンティブ等の増加があり、22億7百万円（前連結会計年度比8%増）となりました。以上の結果、営業利益12億99百万円、経常利益13億13百万円となりました。また、特別利益として投資有価証券売却益及び貸倒引当金の戻入、特別損失としてシステム変更による旧システム固定資産の除却損及びその他の有価証券の減損処理並びに証券取引責任準備金の繰入を行った結果、当期の損益は12億1百万円の利益計上となりました。

銀行関連事業

ハーン銀行（AGRICULTURAL BANK OF MONGOLIA）につきましては、全国に350以上拠点を持ち、年金支給などに欠かせないインフラを担っております。農村部を中心に貸出業務及び預金業務等、営業活動強化により営業収益は18億41百万円、営業利益は2億64百万円となりました。

その他事業

ベンチャーキャピタル業務（株式会社エイチ・エスインベストメント）におきましては、JBC投資組合のファンド運用に係る成功報酬により収益を確保しております。また、M & A業務におきましては、4件の案件を成約しております。以上の結果、その他事業の営業収益は、1億39百万円、営業利益は67百万円となりました。

[第48期]

証券関連事業

第48期は、引き続き「インターネット取引」「コールセンター取引」及び「対面取引」の3つの販売チャネルによる積極的な営業展開をしております。受入手数料のうち委託手数料は米国の株価上昇や国内の景気回復期待の高まり等により25億47百万円（前連結会計年度39.5%増）となりました。また、引受業務は株式会社東京証券取引所マザーズに3社、株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット・「ヘラクレス」に7社、株式会社名古屋証券取引所セントレックスに3社の合計13社の新規公開の主幹事証券をつとめ、株式引受手数料は16億80百万円（前連結会計年度比668.4%増）となりました。トレーディング損益については、株式契約ディーラーの株式日計り商いを中心に6億98百万円（前連結会計年度比19.4%減）の利益を確保いたしました。

他方、販売費・一般管理費は、株式市場の活況による取引の増加による変動費、広告宣伝費、引受・募集支払手数料、営業員のインセンティブの増加により41億88百万円（前連結会計年度比74.1%増）となりました。

以上の結果、証券関連事業の営業収益は67億42百万円（前連結会計年度比82.0%増）、営業利益は25億54百万円（同96.6%増）となりました。

銀行関連事業

ハーン銀行（AGRICULTURAL BANK OF MONGOLIA）につきましては、当連結会計年度は前期に引き続き農村部を中心とした営業活動に加え、都市部での営業活動を拡大し営業収益は26億86百万円（前連結会計年度比45.9%増）、営業利益は3億70百万円（同40.2%増）となりました。

その他事業

ベンチャーキャピタル業務（株式会社エイチ・エスインベストメント）におきましては、各投資事業組合のファンド運用に係る成功・管理報酬等により収益を確保しております。また、M & A 事業（日本エムアンドエイマネジメント株式会社）におきましては、8 件の案件を成約しております。以上の結果、その他事業の営業収益は、3 億72百万円（前連結会計年度比161.5%増）、営業利益は1 億55百万円（同130.9%増）となりました。

〔第49期〕

当連結会計年度の状況につきましては、前記1「企業集団の営業の経過および成果ならびに企業集団が対処すべき課題」に記載のとおりであります。

(2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

（単位：百万円）

区 分	第46期	第47期	第48期	第49期
	（平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで）	（平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで）	（平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで）	（平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで）
営 業 収 益	1,002	3,705	6,742	7,835
経常利益又は経常損失()	1,276	1,313	2,507	3,174
当期純利益又は当期純損失()	1,344	1,201	2,799	2,110
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	232円19銭	203円11銭	84円13銭	54円70銭
総 資 産	20,681	46,905	76,958	105,761
純 資 産	1,454	2,767	15,995	27,443

(注) 平成17年11月30日をもって、当社普通株式の公募新株式の発行により、発行済株式数が3,500,000株増加しております。
当社の営業成績及び財産の状況の推移の詳細については前記「(1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移」をご参照ください。

・ 企業集団および会社の概況（平成18年3月31日現在）

1 企業集団の主要な事業内容

(1) 株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受・売出業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

委託売買業務

証券取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

引受・売出業務

株式の募集または売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

募集・売出しの取扱業務

株式の募集または売出しにつき、顧客に販売する業務

(2) 債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受業務、募集の取扱業務、私募の取扱い業務から成り立っております。

(3) 投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券および外国投資信託証券の募集の取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

(4) 投資顧問業務

投資顧問業務は株式、債券、投資信託受益証券、証券先物商品等について、既存および見込顧客に対し、商品推奨と投資アドバイスをし、より幅広く充実したサービスを提供します。

(5) 証券先物取引業務

証券先物取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の委託取引業務ならびに自己取引業務から成り立っております。

(6) 銀行業務

預金業務、貸付業務

(7) 商品先物取引関連業務

商品先物取引業務

(8) その他事業

ベンチャーキャピタル業務、M & A 業務、投資信託業務

2 企業集団の主要な営業所の状況

(1) エイチ・エス証券株式会社

東 京 都	新宿本店、日本橋支店、新宿支店、渋谷支店、池袋支店、立石支店、虎ノ門支店
埼 玉 県	飯能支店
神 奈 川 県	横浜支店
愛 知 県	名古屋支店
大 阪 府	大阪支店
福 岡 県	福岡支店

(注) 平成17年8月22日に名古屋支店を開設しております。

(2) 主な国内子法人等

株式会社エイチ・エスインベストメント 本店 東京都新宿区
オリエント貿易株式会社 本店 福岡県福岡市 他支店14店舗

- (3) 海外の子法人等
 ハーン銀行 (AGRICULTURAL BANK OF MONGOLIA)
 本店 モンゴル国ウランバートル 他支店402店舗

3 株式の状況

- (1) 当社が発行する株式の総数
 普通株式 149,000,000株
- (2) 発行済株式総数
 普通株式 40,953,500株

(注) 上記(1)、(2)について株式の増加の理由

平成17年6月22日付の新株予約権の行使により発行済株式総数が100,000株増加しております。

平成17年11月30日をもって、当社普通株式の公募新株式の発行により、発行済株式総数が3,500,000株増加しております。

1単元の株式数は100株であります。

- (3) 株 主 数 6,921名

(4) 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の当該株主への出資状況	
	持 株 数	議決権比率	持 株 数	出 資 比 率
澤 田 秀 雄	10,628千株	25.95%	千株	%
ゴールドマンサックスインターナショナル	7,153	17.46		
ワールド・キャピタル(株)	5,117	12.49		
バンクオブニューヨークヨーロッパ リミテッドルクセンブルグ131800	1,484	3.62		
有限会社秀インター	1,100	2.68		
日本マスタートラスト 信託銀行(株)信託口	966	2.35		
モルガンスタンレーアンドカンパニー インターナショナルリミテッド	756	1.84		
ユービーエスエージーロンドン アイビークライアントアカウント	748	1.82		
大阪証券金融(株)	621	1.51		
エーアイユーインシュアランスカンパ ニー・オールディー4プロド	600	1.46		

(5) 自己株式の取得、処分等および保有に関する状況

- イ．取得株式
 - 普通株式 225株
 - 取得価額の総額 0百万円
- ロ．処分株式
 - 該当事項はありません。
- ハ．決算期における保有株式
 - 普通株式 2,275株

4 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権（平成17年6月24日開催の定時株主総会決議）

発行決議の日	平成17年7月21日	平成17年9月20日
新株予約権の数	2,500個	90個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	250,000株	9,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 2,342円 資本組入額 1,171円	発行価額 2,490円 資本組入額 1,245円

営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

(1) 発行した新株予約権の内容

発行決議の日	平成17年7月21日	平成17年9月20日
新株予約権の数	2,500個	90個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	250,000株	9,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき2,342円	1株につき2,499円
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成25年6月30日	自平成20年7月1日 至平成25年6月30日
新株予約権の行使の条件	下記	下記
新株予約権の消却の事由及び条件	下記	下記
有利な条件の内容	無償	無償

(2) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の発行時において当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、社員であった新株予約権者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、社員であることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人が新株予約権割当契約書に定めるところにより権利を行使できるものとする。

そのほかの権利行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(3) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に(2)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却できる。

(4) 割当てを受けた特定使用人等の氏名及び割当てを受けた新株予約権の数 (上位10名)

区 分	氏 名	新株予約権の数
当社の使用人	三 嶋 義 明	30個
当社の使用人	井 上 克 己	30個
当社の使用人	黒 田 達 也	30個
当社の使用人	福 田 敏 男	30個
当社の使用人	吉 田 志 郎	30個
当社の使用人	新 井 久 康	30個
当社の使用人	新 田 明 子	30個
当社の使用人	松 坂 一 生	30個
当社の使用人	染 谷 重 男	30個
当社の使用人	五十君 繁 幸	30個

上記以外に割当てを受けた使用人の数..... 174名

上記以外の新株予約権の数2,290個

特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況（区分：当社の使用人）

新株予約権の数	2,590個
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	259,000株
付与した者の総数	184名

5 企業集団の従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

区 分	従業員数	前期末比増減（ ）
証券関連事業	224名	48名
銀行関連事業	2,300	349
商品先物関連事業	690	690
その他事業	21	15
合 計	3,235	1,102

(2) 当社の従業員数

区 分	従業員数	前期末比増減（ ）	平均年齢	平均勤続年数
男 性	125名	16名	34歳10ヵ月	6年0ヵ月
女 性	66	1	30 2	3 10
合計または 平 均	191	15	33 3	5 3

(注) 従業員数はディーラー13名、歩合外務員5名、アルバイト2名、契約社員2名、嘱託1名を除く人数であります。

6 企業結合の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子法人等の状況

子会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
	百万円	%	
株式会社エイチ・エスインベストメント	30	100	投資事業組合の管理運営業務
	千トウグルグ	%	
ハーン銀行 (AGRICULTURAL BANK OF MONGOLIA)	5,159,130	53.2 (53.2)	銀行業務
	百万円	%	
日本エムアンドエイマ ネジメント株式会社	30	50 (50)	会社の合併、営業譲渡、株式譲 渡及び企業提携斡旋等の業務
	百万円	%	
21世紀アセットマネジ メント株式会社	730	73.3	投資信託委託業務
	百万円	%	
オリエント貿易株式会社	1,210	51.6	商品先物取引業務
	百万円	%	
オリエント証券株式会社	788	100 (100)	証券業務
	百万ドル	%	
オリエント・アセッ ト・マネジメントLLC	4	100 (100)	投資顧問業務
	百万円	%	
エイチ・エス損害保険 プランニング株式会社	1,000	76	損害保険業の準備
	百万円	%	
HIS - HS九州産交投資 事業有限責任組合	5,105	80.02 (0.1)	投資業務
	百万円	%	
JHKパートナーファンド	2,485	90.28 (0.04)	投資業務
	百万円	%	
HSIPO投資事業有限 責任組合	505	100 (1.0)	投資業務

(注) 議決権比率の()内は、間接議決権比率であります。

(3) 企業結合の経過

平成17年6月にオリент貿易株式会社株式の51.6%（1,250千株）を取得しました。

取得に伴いオリент証券、オリент・アセット・マネジメントLLCを連結の範囲に含めております。

平成17年5月にエイチ・エス損害保険プランニング株式会社を設立しました。

平成17年10月に九州産業交通㈱への出資を目的としてHIS-HS九州産交投資事業有限責任組合を設立しております。

平成18年2月にJHKパートナーファンドを設立しております。

(4) 企業結合の成果

当連結会計年度の営業収益は236億50百万円（前連結会計年度比142.0%増）、経常利益は48億10百万円（同56.5%増）、当期純利益は29億78百万円（同2.2%減）となりました。

(5) その他の重要な企業結合の状況

子会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
九州産業交通株式会社	百万円 1,065	% 49.36 (49.36)	交通・旅客関連事業
株式会社外為どっとコム	百万円 760	% 36.4 (36.4)	外国為替取引業務

（注）上記2社は、いずれも当社の関連会社に該当しております。

7 主要な借入先

(1) 短期借入金が増減

（単位：百万円）

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
金融機関借入			
東京証券信用組合	540	-株	-%
小計	540	-	-
証券金融借入			
日本証券金融	250	-	-
大阪証券金融	700	621,000	1.5
小計	950	621,000	1.5
合計	1,490	621,000	1.5

(2) 信用取引借入金の増減

(単位：百万円)

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
貸借取引借入金 (日本証券金融)	36,398	-株	-%
(大阪証券金融)	3,680	621,000	1.5
(中部証券金融)	120	-	-
合計	40,198	621,000	1.5

8 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
取締役社長(代表取締役)	澤 田 秀 雄	弁護士 公認会計士
専務取締役(代表取締役)	高 橋 健 三	
取 締 役	落 合 富 太 郎	
常 勤 監 査 役	櫻 井 幸 男	
監 査 役	朝 日 純 一	
監 査 役	蛭 子 優	

(注) 1. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

平成17年6月24日開催の第48回定時株主総会における異動

新任 取締役 落合 富太郎

退任 取締役 山本 正樹

平成17年8月31日

退任 取締役 村上 豊彦

平成18年1月18日

退任 代表取締役副社長 野口 英昭

2. 監査役のうち櫻井幸男氏・朝日純一氏・蛭子優氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

9 取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

(単位：百万円)

区 分	取締役		監査役		計		摘要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
株主総会決議に基づく報酬	6名	53	3名	14	9名	68	
株主総会決議に基づく退職慰労金	1名	0			1名	0	
合計		54		14		68	

- (注) 1. 定時株主総会決議による取締役報酬月額が25百万円以内（平成2年6月19日定時株主総会決議）であります。
2. 監査役の報酬月額は3百万円以内（昭和62年12月4日定時株主総会決議）であります。
3. 上記の支払額には使用人兼務取締役に支払った使用人給与相当額（賞与含む）16百万円は含まれておりません。
4. 前期の利益処分による役員賞与はありません。
5. 期末現在の取締役は3名、監査役は3名であります。

10 会計監査人に対する報酬等の額

- (1) 当社及び当社の子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額

25百万円

- (2) (1)の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額

25百万円

- (3) (2)の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

17百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(3)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

・ 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

平成18年5月17日付で当社持分法適用会社である株式会社パワーインベストメントの、当社保有全株式（1,625株 議決権比率25.0%）を株式会社東京リートへ譲渡いたしました。

なお、この株式譲渡が当社連結業績に与える影響は軽微であります。

-
- (注) 本営業報告書中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	140,503	流動負債	119,980
現金・預金	19,559	信用取引負債	54,411
預託金	33,550	信用取引借入金	51,178
顧客分別金信託	33,533	信用取引貸証券受入金	3,232
その他の預託金	17	預り金	17,930
トレーディング商品	1,863	受入保証金	15,081
商品有価証券等	1,863	銀行業務における顧客預金	17,052
銀行業務有価証券	2,350	銀行業務における政府からの預金	756
信用取引資産	60,284	短期借入金	2,186
信用取引貸付金	58,739	約定見返勘定	316
信用取引借証券担保金	1,545	商品業務預り証拠金	8,102
商品業務有価証券	364	未払法人税等	1,210
商品業務委託者先物取引差金	1,263	繰延税金負債	385
商品業務短期差入保証金	5,609	訴訟等損失引当金	468
銀行業務貸付金	13,392	賞与引当金	276
繰延税金資産	350	その他流動負債	1,801
その他流動資産	3,060	固定負債	1,732
貸倒引当金	1,145	長期借入金	21
固定資産	19,547	繰延税金負債	213
有形固定資産	2,983	社債	300
建物および構築物	1,306	連結調整勘定	396
器具備品・運搬具	690	退職給付引当金	610
土地	986	その他固定負債	190
無形固定資産	1,219	特別法上の準備金	597
ソフトウェア	1,035	証券取引責任準備金	467
その他	183	(証券取引法第51条)	
投資その他の資産	15,344	商品取引責任準備金	130
投資有価証券	7,553	(商品取引所法第221条)	
関係会社株式	5,108	負債合計	122,311
長期差入保証金	1,533	少数株主持分	
繰延税金資産	509	少数株主持分	8,590
破産更生債権に準ずる債権	314	資本の部	
その他投資等	675	科 目	金 額
貸倒引当金	350	資本金	12,223
資産合計	160,051	資本剰余金	11,057
		利益剰余金	5,087
		その他有価証券評価差額金	745
		為替換算調整勘定	36
		自己株式	1
		資本合計	29,149
		負債・少数株主持分及び資本合計	160,051

連結損益計算書

(自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金	額
経常損益の部の	営業	16,101	23,650
	受入レデ	2,210	
	トレ証券	1,154	
	銀行	3,685	
	売	500	
	金		1,938
	証券	402	
	銀行	1,536	
	売	165	
	純		21,546
損益の部の	管		18,391
	販		
	取	2,750	
	入	9,750	
	不	1,507	
	事	1,006	
	減	429	
	租	250	
	連	46	
	貸	592	
訴	468		
そ	1,588		
業		3,155	
部の	管		1,770
	業		
	不	58	
	持	1,394	
	分	48	
	取	122	
	結	146	
	業		115
	外	70	
	動	9	
支	35		
特別損益の部の	経		4,810
	特		1,235
	別		
	損	869	
	益	4	
	の	361	
	部	0	
	特		1,202
	別	41	
	損	2	
益	14		
の	121		
部	450		
特	186		
別	385		
損		4,844	
益		1,535	
の	133		
部		331	
特		2,978	
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			
の			
部			
特			
別			
損			
益			

注 記 事 項

連結貸借対照表及び連結損益計算書は、「商法施行規則」を適用しているほか「証券会社に関する内閣府令」（平成10年総理府令・大蔵省令第32号）及び「証券業經理の統一について」（平成13年9月28日付日本証券業協会理事会決議）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

（連結の範囲等）

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の数 11社

連結子法人等は株式会社エイチ・エスインベストメント、ハーン銀行（AGRICULTURAL BANK OF MONGOLIA）、日本エムアンドエイマネジメント株式会社、21世紀アセットマネジメント株式会社、エイチ・エス損害保険プランニング株式会社、オリエント貿易株式会社、オリエント証券株式会社、オリエントアセットマネジメントLLC、HIS-HS九州産交投資事業有限責任組合、JHKパートナーファンド、HSIPO投資事業有限責任組合、です。

エイチ・エス損害保険プランニング㈱、HIS-HS九州産交投資事業有限責任組合、JHKパートナーファンドにつきましては新たに設立したことにより、オリエント貿易㈱については、株式を取得したことにより、オリエント証券㈱、オリエントアセットマネジメントLLCにつきましては、オリエント貿易㈱の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子法人等の名称等

非連結子法人等（1社）

OFPG Limited（連結の範囲から除いた理由）非連結子法人等は、小規模であり、総資産、売上高、純損益、及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子法人等としなかった当該他の会社等の名称等

日本交通観光株式会社（子法人等としなかった理由）保有が短期間であることが確実であるためです。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 5社

持分法を適用した関連会社は、株式会社パワーインベストメント、パワーアセットマネジメントリミテッド、ストラテジックキャピタルパートナーズ株式会社、株式会社外為どっとコム、九州産業交通株式会社です。

ストラテジックキャピタルパートナーズ㈱、九州産業交通㈱につきましては株式の取得により、また㈱外為どっとコムにつきましてはオリエント貿易㈱の株式の取得に伴い当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子法人等の名称

OFPG Limited（持分法を適用しない理由）持分法非適用会社は、それぞれ連結純利益及び連結利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないからであります。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) トレーディングに関する有価証券等

商品有価証券等（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法（売却原価は移動平均法により算出）を採用しております。

(2) トレーディング関連以外の有価証券等

満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のある有価証券については、決算日の市場価額等に基づく時価法（評価差額については全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）を採用し、時価のない有価証券については、移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産..... 定額法を採用しております。

なお、オリエント貿易㈱及びオリエント証券㈱は、定率法を採用しております。但し、オリエント貿易㈱及びオリエント証券㈱は平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しています。

主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物および構築物 9～50年

器具備品・運搬具 3～20年

無形固定資産..... 定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

新株発行費..... 支払時に全額費用処理しております。

4. 重要な外貨建の資産又は負債の邦貨への換算基準

在外子法人等の資産及び負債は、当該子法人等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

5. 引当金及び準備金の計上基準

貸倒引当金..... 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、在外子法人等（ハーン銀行：AGRICULTURAL BANK OF MONGOLIA）は、モンゴル中央銀行の規程に従い、貸付債権については返済期限が経過したものは、合理的基準に基づき引当金計上をしております。

賞与引当金..... 従業員に対する賞与の支払に備えるため、会社所定の計算方法による支給見込額の当期負担額を計上しております。

訴訟等損失引当金... 商品先物取引事故に備えるため、過去の実績率をもって損失見込額から商品取引責任準備金の当連結会計年度末残高を控除した額を計上しております。

証券取引責任準備金... 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条及び証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。

商品取引責任準備金... 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

退職給付引当金... 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく期末における自己都合による退職給付債務を計上しております。なお、オリエン特貿易㈱におきましては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

6. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法..... 金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象... ヘッジ手段（金利スワップ） ヘッジ対象（借入金）

(3) ヘッジ方針..... 金利リスクの低減のため対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法... 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

9. 連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

10. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は5年間で均等償却しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」企業会計審議会平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これにより税金等調整前当期純利益が41百万円減少しております。

なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

追加情報

訴訟等損失引当金に関する記載

当連結会計年度に商品先物取引事故損が多額に発生したことにより、商品取引所法第221条の規定に基づく商品取引責任準備金残高が減少したため、会計上の所要額を新たに訴訟等損失引当金として計上することといたしました。これにより営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益が各468百万円減少しております。

[連結貸借対照表の注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,599百万円
2. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として株価装置一式があります。

3. 退職給付引当金

(1) 採用している退職給付制度の概要

提出会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、また総合設立の日本証券業厚生年金基金に加入しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務（期末自己都合要支給額） 127百万円

退職給付引当金 127

なおオリエント貿易株式会社は、確定給付型として適格企業年金制度を採用しております。このほか当連結会計年度末現在、複数事業主制度に係る企業年金制度として、全国商品取引業厚生年金基金（総合設立型）に加入しております。

・退職給付債務に関する事項（単位：百万円）

退職給付債務 1,624

年金資産 1,185

未積立職給付債務(+) 439

会計基準変更時差異の未処理額 -

未認識数理計算上の差異 43

未認識過去勤務債務 -

退職給付引当金 483

(注) 上記のほか、複数事業主制度に係る企業年金の掛金拠出割合で算定した当社の年金資産額は以下のとおりであります。

全国商品取引業厚生年金基金 3,460百万円

・退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率 2.0%

期待運用収益率 1.75%

退職給付見込額の期間配分方法 期間内定額基準

数理計算上の差異の処理年数

平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

4. 担保に供している資産

現金及び預金	2,830百万円
長期性預金	500百万円
商品有価証券	660百万円
投資有価証券	447百万円
その他	28,490百万円

- (1) その他の内27,653百万円は、担保として差入を受けた有価証券および信用取引の自己融資見返り株券を信用取引借入金の担保として差入れたものであります。
- (2) その他金融機関に差し入れている預金1,850百万円及び有価証券690百万円がありません。

5. 重要な後発事象

営業報告書16頁の「 . 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実」に記載のとおりです。

[連結損益計算書の注記]

1 株当たりの当期純利益 77円17銭

減損損失 41百万円

営業費用（販売費・一般管理費）のうち「その他」の中には商品取引所法第224条第2項（同施行規則第117条第1項第3号）に定める商品取引事故損失が636百万円含まれています。

当連結会計年度において、連結子法人等であるオリエント貿易㈱におきましては営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、下記資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
営業用店舗	建物等	大分県、京都府、宮城県	12
賃貸不動産	土地及び建物	山梨県	29
遊休不動産	土地	大分県	0
合計			41

オリエント貿易㈱では、営業用店舗につきましては支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各支店を、また賃貸不動産及び遊休資産につきましては各資産を、グループの最小単位としております。また、本店、研修所、福利厚生施設等につきましては複数の資産グループのキャッシュ・フロー生成に寄与することから共用資産としております。

連結子法人等については、各社を1つの資産グループとしております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主として固定資産税評価額に基づき算出しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月25日

エイチ・エス証券株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 樽 本 修 平 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 清 吾 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、エイチ・エス証券株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第49期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いエイチ・エス証券株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

なお、注記事項、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当営業年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）が適用されたことに伴うものであり相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第49期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月26日

エイチ・エス証券株式会社 監査役会

監査役(常勤) 櫻井幸男 ⑧

監査役 朝日純一 ⑧

監査役 蛭子優 ⑧

(注) 監査役 櫻井幸男、監査役 朝日純一及び監査役 蛭子優は、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

第49期 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	85,847	流動負債	77,442
現金・預金	4,132	約定見返勘定	316
預託金	31,029	信用取引負債	43,009
顧客分別金信託	31,012	信用取引借入金	40,198
その他の預託金	17	信用取引貸証券受入金	2,810
トレーディング商品	1,863	預り金	17,113
商品有価証券等	1,863	受入保証金	13,495
信用取引資産	48,222	有価証券等受入未了勘定	0
信用取引貸付金	47,096	短期借入金	1,490
信用取引借証券担保	1,126	前受収益	3
立替金	288	未払金	788
繰延税金資産	128	未払費用	197
その他流動資産	573	未払法人税等	941
貸倒引当金	391	賞与引当金	86
固定資産	19,913	固定負債	450
有形固定資産	138	繰延税金負債	157
建物	51	退職給付引当金	127
器具備品	87	その他固定負債	165
無形固定資産	899	引当金	423
営業権	15	証券取引責任準備金 (証券取引法第51条)	423
電話加入権	13	負債合計	78,317
ソフトウェア	868	資 本 の 部	
その他	1	科 目	金 額
投資その他の資産	18,875	資本金	12,223
投資有価証券	1,168	資本剰余金	11,057
子会社株式	7,231	資本準備金	11,057
その他の子会社有価証券	6,734	利益剰余金	3,934
出資金	4	当期末処分利益	3,934
子会社長期貸付金	3,200	株式等評価差額金	230
長期差入保証金	383	自己株式	1
破産更生債権に準ずる債権	314	資本合計	27,443
長期前払費用	0	負債・資本合計	105,761
その他投資等	7		
貸倒引当金	170		
資産合計	105,761		

第49期 損益計算書

(自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日)

(単位：百万円)

科		目	金	額	
経常損益の部の営業外損益の部特別損益の部	営業	営業収益		7,835	
		受入手数料	4,834		
		トレーディング損益	1,974		
		金融収益	1,026		
		金融費用		323	
		純営業収益		7,511	
		損益の部	営業費用		4,291
			販売費・一般管理費	4,291	
			取引関係費	997	
			人件費	2,045	
	不動産関係費		267		
	事務費		527		
	減価償却費		105		
	租税公課		144		
	貸倒引当金繰入		56		
	その他		146		
	営業利益		3,220		
	営業外損益の部	営業外収益		140	
		不動産賃貸料	70		
		関係会社貸付金利息	25		
受取配当金		15			
その他		29			
営業外費用			187		
不動産賃借料		70			
投資事業組合投資損失	87				
その他	29				
経常利益				3,174	
特別損益の部	特別利益		180		
	投資有価証券売却益	180			
	特別損失		299		
	システム障害損	186			
証券取引責任準備金繰入	112				
税引前当期純利益				3,056	
法人税、住民税および事業税			889	945	
法人税等調整額			55		
当期純利益				2,110	
前期繰越利益				1,823	
当期末処分利益				3,934	

注 記 事 項

当社の貸借対照表及び損益計算書は、「商法施行規則」を適用しているほか「証券会社に関する内閣府令」（平成10年総理府令・大蔵省令第32号）及び「証券業經理の統一について」（平成13年9月28日付日本証券業協会理事会決議）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) トレーディング（売買目的有価証券）に関する有価証券等

商品有価証券等（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引については、時価法（売却原価は移動平均法により算出）を採用しております。

(2) トレーディング関連以外の有価証券等

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のある有価証券については、決算日の市場価額等に基づく時価法（評価差額については全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）を採用し、時価のない有価証券については、移動平均法による原価法を採用しております。なお投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の計算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産..... 定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

器具備品 3～20年

無形固定資産..... 定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

新株発行費..... 支払時に全額費用処理しております。

4. 引当金及び準備金の計上基準

貸倒引当金..... 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金..... 従業員に対する賞与の支払に備えるため、会社所定の計算方法による支給見込額の当期負担額を計上しております。

退職給付引当金... 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく期末における自己都合による退職給付債務を計上しております。また、当社は日本証券業厚生年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。

証券取引責任準備金... 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条及び「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。

5. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

(3) ヘッジ方法

金利リスクの低減のため対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(重要な会計方針の変更)

当会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。これにより損益に与える影響はありません。

[貸借対照表の注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 159百万円
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として株価装置一式があります。
3. 退職給付引当金
退職給付債務(期末自己都合要支給額) 127百万円
4. 担保に供している資産
商品有価証券 660百万円
投資有価証券 30百万円
その他 22,015百万円
 1. その他の内21,177百万円は、担保として差入を受けた有価証券及び信用取引の自己融資見返り株券を信用取引借入金の担保として差入れたものであります。
 2. その他金融機関に差し入れている有価証券が690百万円あります。
5. 配当制限
有価証券の時価評価により、純資産額が619百万円増加しております。なお、当該金額は商法施行規則第124条第3号の規定により配当に充当することが制限されております。

[損益計算書の注記]

- 1 株当たりの当期純利益 54円70銭
- 子会社との取引額 38百万円
(営業取引以外の取引高)

第49期 利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	3,934,130,968
これを次のとおり処分いたします。	
配 当 金 1株につき15円 (注)	614,268,375
次 期 繰 越 利 益	3,319,862,593

(注) 平成18年3月期期末配当金は、普通配当15.00円であります。

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月25日

エイチ・エス証券株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 樽 本 修 平 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 清 吾 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、エイチ・エス証券株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第49期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第49期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な営業所において業務及び財産の状況を調査し必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。又、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

(1) 会計監査人新日本監査法人の監査方法および結果は相当であると認めます。

(2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務遂行に関し、子会社に関する職務も含め不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

また、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月26日

エイチ・エス証券株式会社 監査役会

監査役(常勤) 櫻井幸男 ㊟

監査役 朝日純一 ㊟

監査役 蛭子優 ㊟

(注) 監査役 櫻井幸男、朝日純一、蛭子優はいずれも、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

議決権の行使についての参考書類

- 1．総株主の議決権の数 409,488個
2．議案および参考事項

第1号議案 第49期利益処分案承認の件

議案の内容は添付書類30頁に記載のとおりであります。

利益処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を助案し、内部留保に努めるとともに、当期の普通配当金を前期より10円増額し1株につき15円とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1．変更の理由

- (1) 収益基盤の拡充と顧客へのサービスの向上を目的として新たに商品先物取引事業を開始させる準備の一環として、第2条(目的)に新たな事業を追加するものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行され、株式会社の定款が当該法律に基づき作成されることに伴い、所要の変更を行うものであります。また、条文新設などに伴い対応する条番号の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法」の施行により定款に定めることで可能となる事項等に関し、以下の変更を行うものであります。

第14条(新設)：株主総会の招集に際しインターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示した場合は株主に対して提供したものとみなすことが可能となりましたので、株主の皆様の利便性を高めるために当該規定を新設するものであります。

第27条(新設)：取締役会において、いわゆる書面決議が認められることになりましたので、経営判断をより機動的に行えるよう、当該規定を新設するものであります。

第42条第2項(新設)：社外監査役の賠償責任限定契約の締結が可能となりますので、独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう、当該規定を新設するものであります。

- (4) 「会社法」の施行に合わせ、株券を発行する旨や会社の各機関の設置等を明記するものであります。

第6条(新設)：株券を発行する旨。

第18条(新設)：取締役会を設置する旨。

第32条(新設)：監査役および監査役会を設置する旨

第6章 第44条～第48条(新設)：会計監査人の設置、員数、選任、任期、報酬等に関する規定を新設。

2. 変更の内容は下記のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1～24. (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>25. その他証券業に関する業務</p> <p>26. 前各号に掲げる業務に付帯する業務</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 149,000,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株式の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1～24. (現行どおり)</p> <p>25. <u>商品取引所法の適用を受ける取引所が開設する市場における上場商品の売買及び売買取引の受託並びに取次ぎ業務</u></p> <p>26. その他証券業に関する業務</p> <p>27. 前各号に掲げる業務に付帯する業務</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は 149,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 6 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株式の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当会社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 当会社は名義書換代理人および事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当会社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項その他定款に定めがある場合のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって権利を行使すべき株主とする。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当会社の株券の種類ならびに株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権および株券喪失登録に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 当会社は株主名簿管理人および事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。</p> <p>3. 当会社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当会社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項その他定款に定めがある場合のほか必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって権利を行使することができる株主とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第11条 定時株主総会は、毎決算期から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>2. (省略)</p> <p>(議長) 第12条 (省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(決議の方法) 第13条 (省略)</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき議決は、総株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、代理権を証する書面を総会毎に当会社に提出することを要する。</p> <p>(議事録) 第15条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名を行い、これを当会社に保存する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第12条 定時株主総会は、毎年事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(議長) 第13条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第15条 (現行どおり)</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定によるべき議決は、<u>当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出することを要する。</p> <p>(議事録) 第17条 株主総会の議事については、<u>法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、これを当会社に保存する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (新設)</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを決定する。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、全て累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(欠員の補充)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(決議事項)</p> <p>第21条 (省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第18条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 1項の選任決議は、全て累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(欠員の補充)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、当会社を代表すべき取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(決議事項)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第22条 1～2.(省略) 3.取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(決議方法) 第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(議事録) 第24条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行い、これを当会社に保存する。</p> <p>(取締役会規則) 第25条 (省略) (報酬ならびに退職慰労金) 第26条 取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(招集) 第25条 1～2.(現行どおり) 3.取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議方法) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。 <u>(取締役会の決議の省略)</u> 第27条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(議事録) 第28条 取締役会の議事については、<u>法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行い、これを当会社に保存する。</u></p> <p>(取締役会規則) 第29条 (現行どおり) (報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>商法第266条第19項各号に定める金額の合計額とする。</u></u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを決定する。</u></p> <p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第30条 <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において監査役の補欠者を選任することができる。</u></p> <p>2. <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第29条の規定を準用する。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(<u>監査役および監査役会の設置</u>)</p> <p>第32条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(員数)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第34条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>3. 法令に定める監査役の員数を欠くことになり、株主総会で予め選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4. 予め選任された補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(欠員の補充)</p> <p>第32条 (省略)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第34条 (省略)</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(第33条から移設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(欠員の補充)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の項に移設)</p> <p>(招集)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第39条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第36条 監査役会の議事については、<u>その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行い、これを当会社に保存する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第37条 (省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であったものを含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬ならびに退職慰労金)</p> <p>第39条 監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(議事録)</p> <p>第40条 監査役会の議事については、<u>法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領および結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役が記名押印または電子署名を行い、これを当会社に保存する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第43条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第44条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第45条 当社の会計監査人は1名とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(選任方法) 第46条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(任期) 第47条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>(報酬等) 第48条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>(営業年度)</p>	<p>(事業年度)</p>
<p>第40条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度の末日に決算を行う。</p>	<p>第49条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎事業年度の末日に決算を行う。</p>
<p>(株主配当金および除斥期間)</p>	<p>(剰余金の配当)</p>
<p>第41条 <u>株主配当金は、決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録した質権者に対してこれを支払う。</u></p>	<p>第50条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対してこれを支払う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(中間配当)</p>
<p>2. <u>前項の株主配当金は、その支払確定日より3年以内に受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>第51条 <u>当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>3. <u>未払いの株主配当金には、利息をつけない。</u></p>	<p>(剰余金の配当金の除斥期間)</p>
<p>2. <u>前項の株主配当金は、その支払確定日より3年以内に受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>第52条 <u>剰余金の配当金および中間配当金(以下「配当金」という。)は、その支払確定日より3年以内に受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>
<p>3. <u>未払いの株主配当金には、利息をつけない。</u></p>	<p>2. <u>未払いの配当金には、利息をつけない。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（3名）が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
1	澤田 秀雄 (昭和26年2月4日生)	昭和55年12月 株式会社インターナショナルツアーズ（現株式会社エイチ・アイ・エス）代表取締役社長 平成10年1月 スカイマークエアラインズ株式会社代表取締役会長 平成11年3月 当社代表取締役社長（現職） 平成15年1月 スカイマークエアラインズ株式会社取締役会長 平成16年6月 株式会社エイチ・アイ・エス取締役会長（現職）	10,628,000株
2	高橋 健三 (昭和21年2月11日生)	昭和39年4月 光亜証券（現三菱UFJ証券）株式会社入社 平成8年6月 国際証券（現三菱UFJ証券）株式会社取締役 平成10年4月 国際証券（現三菱UFJ証券）株式会社常務執行役員 平成13年6月 国際証券（現三菱UFJ証券）株式会社監査役 平成14年10月 ユニコム証券株式会社代表取締役社長 平成16年3月 当社顧問 平成16年3月 当社代表取締役専務（現職）	10,000株
3	落合 富太郎 (昭和21年12月11日生)	昭和45年4月 大東市役所勤務 昭和47年6月 岡三証券株式会社入社 昭和51年5月 P I A S N V（ロスチャイルドグループ）入社 昭和58年1月 ナショナル証券（現SMB Cフレンド証券）株式会社入社 平成15年4月 当社入社 市場調査室長（現職） 平成17年6月 当社取締役（現職）	45,300株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
4	三 嶋 義 明 (昭和40年2月25日生)	昭和63年4月 スイス・ユニオン銀行(現UBS銀行)入行 平成5年9月 UBS証券会社入社 平成8年2月 ビボ・フェラインス証券会社(現HVBキャピタル証券会社)入社 平成13年6月 ザーテックテクノロジー株式会社入社 平成14年11月 当社入社 投資銀行本部課長 平成14年12月 公開引受部長 平成15年3月 ハーン銀行取締役(現職) 12月 投資部長 平成17年2月 21世紀アセットマネジメント株式会社取締役(現職) 5月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社取締役 6月 執行役員投資部長 8月 オリエント貿易株式会社取締役(現職) 9月 執行役員投資企画本部長代行兼投資企画部長 11月 執行役員投資企画本部長兼投資企画部長(現職)	0株
5	澤 田 秀 太 (昭和56年11月2日生)	平成17年4月 日興コーディアル証券株式会社入社(現職)	75,000株

(注) 上記各候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
松 川 辰 彦 (昭和17年9月22日生)	昭和36年4月 当社入社 平成4年6月 経理部長 平成11年3月 取締役 総務部・検査部管掌兼フロントチェック担当兼経理部長 平成14年6月 監査役 平成15年6月 監査役退任	14,500株

(注) 上記候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを目的とし、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権の割当てを受ける者
当社の取締役及び従業員
3. 新株予約権の発行の要領
 - (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式100,000株を上限とする。
各新株予約権の目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。
新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率
また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。
 - (2) 新株予約権の総数
1,000個を上限とする。
 - (3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
 - (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該価格が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
また、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）附則第6条第1項の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成21年7月1日から平成26年6月30日まで
- (6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の発行時において当社の取締役又は社員であった新株予約権者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役もしくは従業員であることを要する。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人が新株予約権割当契約書に定めるところにより権利を行使できるものとする。

そのほかの権利行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。資本金等増加限度額から新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金準備金の額は、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権者が権利行使をする前に(6)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権について当社はこれを無償で取得することができる。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

以上

定時株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿一丁目9番1号
明治安田生命新宿ビルB1F
新宿明治安田生命ホール

